

ふるさとだより

2014年6月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

神の息吹は、だれの上にも注がれている

代表 ルカ ホルスティンク

ふるさとの家の事業は、社会福祉法人「聖フランシスコ会」の活動です。

ご存知のように、フランシスコは 中世期(ヨーロッパにおける戦国時代)に、平和運動の旗手でした。世は十字軍の時代でしたが、武器を何も持たずに イスラム教徒のもとに向かいました。また、仲間たちにも、武器をもたないように呼びかけました。(当時は、町を守るために、男たちが武器をもつのは普通でした)

「武器を捨てる」ことは、むずかしい。しかし、私たちは、聖書の中で、またフランシスコや聖人たちの生き方の中で、その大切さを学んでいます。

イエスは、自分が捕われようとしたとき、剣を抜き イエスを守ろうとした弟子に、「剣を取る者は皆、剣で滅びる」と、言われました。

日本では、最初の殉教者である26聖人や、列福祈願が高まっている高山右近の生き方。右近は、後年 地位も名誉も、自国までも捨てて、信仰の道を守り通しました。

また、今 NHK 大河ドラマで注目されている黒田官兵衛も、戦国の世に生きながら、剣に頼らず、戦いを避け、命を大切に「生きよ」というメッセージを残しました。

幕末では、坂本龍馬も、他国との戦争を避け、平和な日本をつくるために活躍しました。

こうした平和運動は、現代の日本においても 具体化しています。

最近、戦争放棄をうたう憲法9条についての議論が盛んです。中でも、注目すべきニュースは、この平和憲法を守ってきた日本国民が、今年のノーベル賞候補にエントリーされたことです。

これは、神奈川県の主婦 鷹巣直美さんが始めた運動で、昨年以来 次々と賛同する人達が増えて、すでに5万人近くの署名が集まっているそうです。

戦争を体験し、悲惨さを語り継ぐ人たちも、だんだん少なくなっています。しかし、その思いを引きついで、光を当てていくのは、私たち一人ひとりです。

「あなたの息吹をうけて、私は新しくなる」という詩篇があります。

私たちの中に、神様がはたらいています。それは、神の息吹で、どなたでも受けることができます。平和の運動をしている鷹巣直美さんばかりでなく、平和憲法を守ることによって、「二度と戦争しない国」を宣言する日本国民も、宗教や社会文化を超えて 神の息吹を受けていると思います。

イエスは、「私は去っていくが、あなた方をみなしごにはしない。代わりに、聖霊(神の息吹)を送る。受けること、それが信仰だ」と言われました。

私たちは、その息吹を受けて、新しく生まれ変わります。そのとき、イエスの言葉が実現します。

支援者の皆さんも、9条の大切さに思いを寄せ、平和憲法が世界に広がっていくことを祈るうではありませんか。

2 階から

堤 年弘

憲法25条の生存権と国の社会的使命について (前号より続く)

ここで憲法25条が成立する過程を辿ってみたいと思います。まず現憲法25条には連合軍GHQの原案に入っていない条文が含まれています。その条文とは、25条1項のことで「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障したものです。1945年2月13日、日本政府に提示されたGHQの初めの憲法案には「あらゆる生活範囲において法律は社会的福祉、自由、正義および民主主義の向上発展のために立案せられるへし」(原文カタカナ)であって、生存権保障の考え方は現憲法の方がより明確です。

その後、日米間でGHQ案が3月2日に消されたり、4日後復活したりします。GHQ案の中で、自由、正義、民主主義の文言は範囲が広すぎるとして、4月17日に取り除かれ、その23条に「法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」となった。4月17日案の文言が現憲法25条2項にそのまま取り込まれました。

それでは、25条1項の生存権保障の条文はどのように織り込まれたのでしょうか。1946年6月に開始する国会の憲法制定審議において、日本側の発案が憲法に盛り込まれるようになったのです。発案者は当時の社会党、森戸辰夫議員らでした。森戸を含む在野の憲法研究会(映画「日本の青空」でその活躍を再現しています。)は1945年12月時点で「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」と言う条文を用意していたのです。まさに、25条1項の原型と言えます。

最終的には、この憲法研究会草案にもとずいて、25条1項が作られることになり、国会審議で、森戸案では最小限保障となっていました。国民生活の最低限度保障と言う文言に替るなどの手直しが行われました。このように、25条はGHQ草案と森戸など日本側の発案との合体で出来上がったのでした。このことから、現憲法がすべてマッカーサーの「おしつけ」でなかったと言えるのです。

それでは、この憲法の生存権なる事柄はどこから生まれたのでしょうか。憲法研究会の森戸自身が生存権案はドイツのワイマール憲法の影響を受けているように第一次世界大戦後(1919年)のワイマール憲法の思想を取り入れたのだったのです。(古関 彰一「新憲法の誕生」)

ワイマール憲法は1918年11月革命が失敗に終わった後、当時の社会民主党右派とブルジョワ諸政党の連合政権によって制定されたもので、改良主義的社会民主主義の産物です。ただし、ワイマール憲法はドイツの歴史上初めて国民主権を謳ったもので、その影響から生存権思想が内部に組み込まれるようになったのです。憲法研究会はワイマール憲法第151条1項「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的を持つ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない。」(高木 八尺など編「人間 宣言集」)の条文にある「人間たるに値する生活の保障」が「生存権の保障」に繋がる 文言だと注目したのです。ただ、ワイマール憲法は「人間たるに値する生活」が経済生活の秩序が従うべき原則に位置づけられるに止まったのに対し、戦後日本の憲法研究会案は、生存権を基本的人権として明記したところに大きな発展があります。

そして、このワイマール憲法の条文が、前に引用したGHQ草案の条文の生存権思想にも影響を与えていることは両者を読み比べれば分かります。このようにして、高野岩三郎を中心とした憲法研究会とGHQ内で人権部分に関わる条項案の作成に従事した 若きB・シロタさんらが、それぞれワイマール憲法を学び取り、ワイマール以上の憲法25条を成立させたのです。

談話室より

マーコ

梅田野宿者襲撃事件裁判を傍聴して

梅田の高架下で野宿をしていた富松さんが襲撃され殺されたのは2012年10月14日未明。後日逮捕された4人の少年の犯行だった。通常、少年審判は公開されないが、富松さん殺人事件を含め複数の事件を起こしていた少年らは、裁判が相当と家庭裁判所が逆送致をしたため、12件の事件で起訴され、成人と同じ裁判員裁判で行われた。少年たちはいずれも幼さの残るどこにでもいるような印象。ところが裁判で犯行の状況を聞くにつれ、犯行のどぎつさに吐き気すらした。少年らは12人のグループでその時々でメンバーが代わり遊んでいた。富松さんが亡くなった事件に関わったのがこの4人だった、内2人は働いていて、2人は無職。他の事件は同級生を殴って裸にして土下座にさせたり、同僚を騙して金をとったり、電車の中で注意されたことに腹を立て相手を引きずり出して殴ったり、小学校に侵入して器物破損、万引き、食い逃げといろんなことをして富松さんら野宿者への襲撃に至った。検察側は殺人罪で起訴、それに対し弁護側は「少年らは無知、未熟、暴行によって人が死ぬとは思わなかった」と傷害致死を主張し少年院送致を主張していた。

少年らは夜中に集まってしゃべるのも飽きてきたし、何かすることないか話し合

い、以前襲撃をしたことある少年が「こじきしばきに行こう」と新大阪で襲撃し、その後野宿者の多い梅田周辺まで行って襲撃した。いつも3~4人で行き一人の人を順番に殴ったり蹴ったりし、その様子をスマホで撮影した。通行人に通報されないようすばやく済ませ逃げるを繰り返していた。富松さんは亡くなる前の日もこの少年らの襲撃を受けていた。その時は通行人が警察と救急を呼んでくれたが富松さんがお金ないことを理由に救急搬送を断わった。この時お金が無くても病院にいけることを警察や救急が言ってくれたかは不明。次の日少年の一人が富松さんを見つけ「昨日のヤツちゃうか」と狙いを定めた。この時富松さんはダンボールを被り寝ていた。蹴られて逃げようとしたがさらに蹴られ立てなかったので助けてと大声で叫んだ。その時通行人がおらず、3人が囲み一斉に暴行を始めた。20~30秒と比較的短い時間にも関わらず頭を蹴り、顔を踏みつけ、その結果、頭の皮下出血は少年らの靴底文様がついた。全く聞くに耐えないものだ。この時の動画映像が少年たちのスマホに残っていたが裁判員の負担が大きいと証拠採用されなかった。裁判の中で九州に暮らす富松さんのお兄さんの調書で富松さんの人となり少しわかった、8人兄弟の6番目、男の中では末っ子。長年自分で不動産業を営み、信用が大事だからと髪や髭を伸ばす事も無かった。60歳ぐらいまでやっていたが不景気になり、他の不動産会社に勤め始めたと聞いた。3年前より年賀状が来なくなった。大阪に住む四男のところに以前は遊び来てたが、葬式にも来なかった。元気にしてると思ってた、ホームレスをしているとは知らなかった、殺害されたと聞いて許せないと思つたと。襲撃の理由を「路上生活者にうらみは無かった、みんなで何かをしたかった、何でも良かった、サッカーでもよかった」と差別心がなかったことをことさら協調する弁護方針、鑑定人ががっかり、殺された富松さんは浮かばれない。自分たちの社会に差別がある現実を無視して反省が出来るわけが無いし、少年だからこそ戦術ではなく本当のことを語らせる必要がありそして反省させるべきだ。富松さんは命を張って彼らの襲撃をやめさせたのだから。私にとって唯一の救いは富松さんのお兄さんが少年らの謝罪の手紙や親の訪問も断わり続けていることだ。本当の反省はそんなんじゃないだろうとお兄さんが言ってくれている気がする。

裁判傍聴の報告を聞いて

堀部 敬子

いつも、様々な裁判の様子を聞かせてもらうのですが、今回の報告は、怒りだけではなく、言葉にならない悲しみが伝わって来ました。

最近、「永山則夫・封印された鑑定記録」という本に出会いその中で「人間は出生直後から親によって豊かに愛情を与えられ依存欲求が満足され、保護・安定感を得なければ他の人間を深く愛し、尊敬することが出来ず、良心も健全に発達せず、人間全般に対する不信感と攻撃性が発達するのである」という文が引用されていましたが、そうだとでもです。おぎゃーと生まれて、差別の言葉も、差別の感覚も、何も持たずにこの世に生まれ出て、その後に出会う、大人達、マスコミ、教育、環境でその子の感性が育ってゆくのだと思います。

富松さんの命はもう取り返しはつかないけれど、裁かれた少年たちは、心から悔いる自分と出会いやり直して欲しいと思います。

私は少年の凶悪事件に対して厳罰化すべきという論には与しない。かりに厳罰化しても野宿者への襲撃はなくなる。その上で、今回の公判は欺瞞があると感じた。少年たちのしたことは絶対に許されず、彼らの責任は追及されなければならない。しかし、裁判では彼らの差別意識はむしろ弁護側によって曖昧にされ、少年たち自身の反省も表面的なものにとどまってしまっていると言わざるを得ない。その意味でこの公判はとても残念だった。彼らの襲撃の肩を押したのは、この社会があまりにも持つ野宿者への差別であり、わたしたち一人ひとりが考えるべき事件だと思う。

街の再開発のたびに、野宿者の居場所の余地がないような設計がされる。ベンチには不必要な肘掛けが付けられ横たわることができないようにする。モダンで清潔なあたらしい町並みのなかでは、野宿者は排除され、その存在が見えなくされる。これまでも指摘されてきたことだ。しかし、今あらためて野宿者を排除する社会のあり方を考え直すべき時だ。

例えば、2020年の東京オリンピック誘致は、それを支持する声に劣らず憂慮し反対する声もたくさん聞かれる。収束の見込みすらない原発事故を「アンダーコントロール（制御している）」とウソをついた。そのことは同時に深刻な放射能汚染が心配される地域の切り捨てるの宣言であり、まさにそれは「ひとの命よりカネ」という価値観が形をともなって現れたものだ。五輪開催に伴う東京の再開発がすすめられる中で、野宿者排除が激しさを増していくのではないか。事実、2013～2014年の渋谷の越冬闘争は、行政と警察によって妨害され野営地が排除された。警察の暴力によって、厳冬のさなかに寝場所を奪われ、炊き出しの拠点さえ踏み散らかされてしまった。

釜ヶ崎でも橋下市長提唱の「西成特区構想」が進められている。すでに多くの指摘のとおり、「特区構想」は、老朽化し立て替えが必要な「あいりんセンター」周辺の再開発の目論みがあることは隠せない。橋下市長の当初の威勢のいい「かけ声」は、彼の失政・中身の無さが明らかになるにつれ尻すぼみになってきているが、「小中一貫校の創設」は着々と進められている。（これは「教育に力を入れるため」ではなく、公教育部門のリストラのあたらしい形の実験だ。従来の学校の統廃合は、小学校同士・中学校同士だったが、今度は小中学校を合体させるというわけである。）それが押し進められるなかで、「こどもの安全」を錦の旗に、膨大な予算をつぎ込んで監視カメラが設置され、不法投棄を見張る仕組みが地域社会や野宿の労働者さえをも巻き込んで動員され組織されている。釜ヶ崎のまちは「きれい」になっていくかもしれないが、それは野宿者の排除の力を与えることにならないかと危惧される。

誰も野宿を強いられない社会にはまだまだほど遠い。そんな中で、野宿者の存在を排除する社会のあり方と、繰り返される差別襲撃をつなげて考えることが必要だと感じている。

最低でも 10 年はいたい！と勝手に思っていました。修道会からの派遣により、ふるさとの家を一度離れることになりました。このことはこの 5 年間に振り返る機会となりました。色々なオッチャンたちと関わらせてもらって、沢山のことを経験し、学ばせてもらいましたが、私にとって一番大きいことは、私自身の心の内にあった、知らず知らずのうちにできてしまっていた“壁”を壊してもらったことです。

1 つめは野宿の方とそうでない私との“壁”

初めて釜ヶ崎に来た時、男性ばかりの光景にとっても驚きました。自分の知らない雰囲気の前に怖さを感じたのと、野宿の方がおられるということで、緊張していたのを覚えています。でもふるさとの家に来られる方や、夜回りで出会う方と接することで、だんだんと野宿の方とそうでない私という“壁”を壊してもらいました。道で会って、挨拶や冗談を言ったり、気軽に話しかけてくれたり、私が立ち往生している時にさっと手を貸してくれたり…。野宿を強いられ、人一倍辛い経験をしたからこそ持っている優しさしてもらいました。「あの人最近見ないなあ」と、しばらく顔を見ないオッチャンを心配する方も沢山います。人と人との関わりのある、温かい所だなあといつも思います。今の私に、最初に来た時のような怖さや緊張は全くありません。

2 つ目は、障がいや病気のある人とそうでない私という“壁”

ふるさとの家に関わっている M さんは幻聴があって、その幻の声と度々しゃべっています。M さんと行動をするたびに、私の心の内にあるつぶやきのことを思います。私の内にもつぶやきがあって、大抵否定的だったりして自分を苦しめたり、自己防衛に入って他人に迷惑をかけることも多々あります。そのようなつぶやきが、M さんには本当の誰かの声となって聞こえている、その声が強すぎて自分を痛めつける行動に出ることもあるのだ...と思うのです。そのように考えると、私も障がいのある人も変わらない、と思います。M さんはそんな私の内にある“壁”を壊してくれました。

とにかく、沢山存在していた私の内の“壁”から解放されて、私は 5 年前釜ヶ崎に初めて来た時より自由になっているように思います。また戻って来たいという望みと、ふるさとの家に対する感謝の気持ちを胸に、派遣の道を歩んでいきたいと思えます。

事務室より

☆ 2013年度会計報告

(2013年4月1日~2014年3月31日)

単位：円

収入の部		支出の部	
前期繰越金	1,819,306	人件費	16,943,914
寄付金	21,615,524	活動費	5,260,222
受取利息	9,842	次期繰越金	2,332,281
雑収入	1,091,745		
合計	24,536,417	合計	24,536,417

雑収入：バザー売上、売電

人件費：常勤3、非常勤3

活動費：事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

事務費（ボランティア交通費、通信費、消耗品費等）

* 寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます。

※寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管していただくようお願いいたします。

定年退職

社会の負の影響を真っ先に受ける釜ヶ崎の人達と共に歩いて下さった皆様に感謝しながらふるさとの家は活動を続けています。どうぞこれからも息長くご支援くださいますようお願い申し上げます。

さてわたくしは会計係として13年余り関わってまいりましたがこの度定年退職いたしました。（後任が決まるまで暫くはお手伝いさせていただきます。）ここが釜ヶ崎学校と呼ばれるように私も経済のこと、政治のこと、法律のこと、社会正義のこと、実にいろいろのことを学びました。人生の後半近くに中身の濃い毎日が送れたことに釜の人たちにも、そして支援して下さっている皆様にも言うておかなければならない言葉があります。それは「有難う」です。 藤井

ボランティア

藤田さん 生野教会より毎週月曜日、佐藤さんに代わって二階詰め所に来ていただいています

天田さん 枚方から毎週水曜日同じく二階詰め所に来ていただいています

角村（かどむら）さん 不定期ですが仕事の合間に、散髪のボランティアに来ていただいています

ふるさとの家で必要なもの

*特に不足しているもの 運動靴(スニーカー)、使いきりマスク

- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着 (パンツ・シャツ、新品を)
- お菓子 (誕生会に) ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18~20cmの片手鍋 (それ以外は使えません)
- 絆創膏 (バンドエイド) ●雨具 (カップ・傘)
- 洗剤 ●大きめの紙袋 大きいカバン (ボストンバック・リュック)
- 靴下 (男物)・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 毛布、寝袋 (10月~3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません)

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。
布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものとは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。
(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料 (化学調味料を除く)、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。
宅急便などで荷物をお送りいただく際には、
月曜から金曜の午前12時~午後5時までに届くように、お願いします。